



糸魚川市ガス事業譲渡及び 上下水道事業包括委託について

新潟県 糸魚川市ガス水道局
経営係長 小熊 昌幸

- 日程 / 令和6年11月8日(金)
- オンライン・ライブ配信



目次

| | | |
|--------------------------------------|------------------|-----|
| 1. 糸魚川市の概要 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 2 |
| 2. ガス・水道・簡易水道・下水道事業の概要 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 5 |
| 3. 官民連携事業の必要性 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P19 |
| 4. 官民連携検討の経過 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P23 |
| 5. 糸魚川市ガス上下水道事業 官民連携あり方検討委員会からの提言 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P25 |
| 6. 糸魚川市ガス事業譲渡及び 上下水道事業包括委託基本方針 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P31 |

1. 糸魚川市の概要

糸魚川市の概要



人口 38,176人(R6.9.30現在)
面積 746.24km²



2005(平成17)年3月
・旧糸魚川市・能生町・青海町が合併

2008(平成20)年12月
・日本ジオパークに認定

2009(平成21)年8月
・世界ジオパークに認定

糸魚川ジオパーク 検索

2015(平成27)年3月
・フォッサマグナミュージアムリニューアル
・北陸新幹線が延伸開業

2016(平成28)年9月
・日本鉱物科学会がヒスイを国石に選定

2016(平成28)年12月
・糸魚川駅北で大規模火災が発生

2022(令和4)年11月
・新潟県がヒスイを県石に指定



フォッサマグナミュージアム





■ 指定日 – 県報告示 –

令和4年11月4日(金)

■ 指定理由 – ここがスゴイ –

- ① 新潟県が質・量とも国内随一の産地である。
- ② ヒスイ産地が天然記念物として保護されている。
- ③ 新潟県を中心とする古代の交易を知る重要な資料である。
- ④ 約6,500年前から県内に「世界最古級のヒスイ文化」が栄えた。

■ その他 – ボトムアップに注目 –

- ① 民間主導で署名などの活動が展開された！
- ② 正式な都道府県の「石」は全国で初めて！
- ③ ヒスイの歴史・文化的価値が掘り起こされた！

新潟県のシンボル

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号: 0050500 更新日: 2022年11月4日更新

「翡翠（ひすい）」を新たな新潟県のシンボルとして、「県の石」に指定しました

翡翠<県の石> 令和4年11月4日指定



提供: 糸魚川市

新潟県HP



にいがた県の石 ヒスイ
Niigata Prefecture's Stone Jade

R5.7 ロゴマーク決定！

2. ガス・水道・簡易水道・下水道事業の概要

糸魚川市の地形





糸魚川市が実施する4事業（ガス、水道、簡易水道、下水道）の概要

- ・本市は、ガス・水道・簡易水道・下水道の4事業について一体的に運営
- ・多くの市民の皆様のご生活を支える基盤となっており、安定的・効率的な事業運営が求められる。
- ・簡易水道事業、下水道事業はそれぞれ法適用済(※1)

(※1)地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行すること

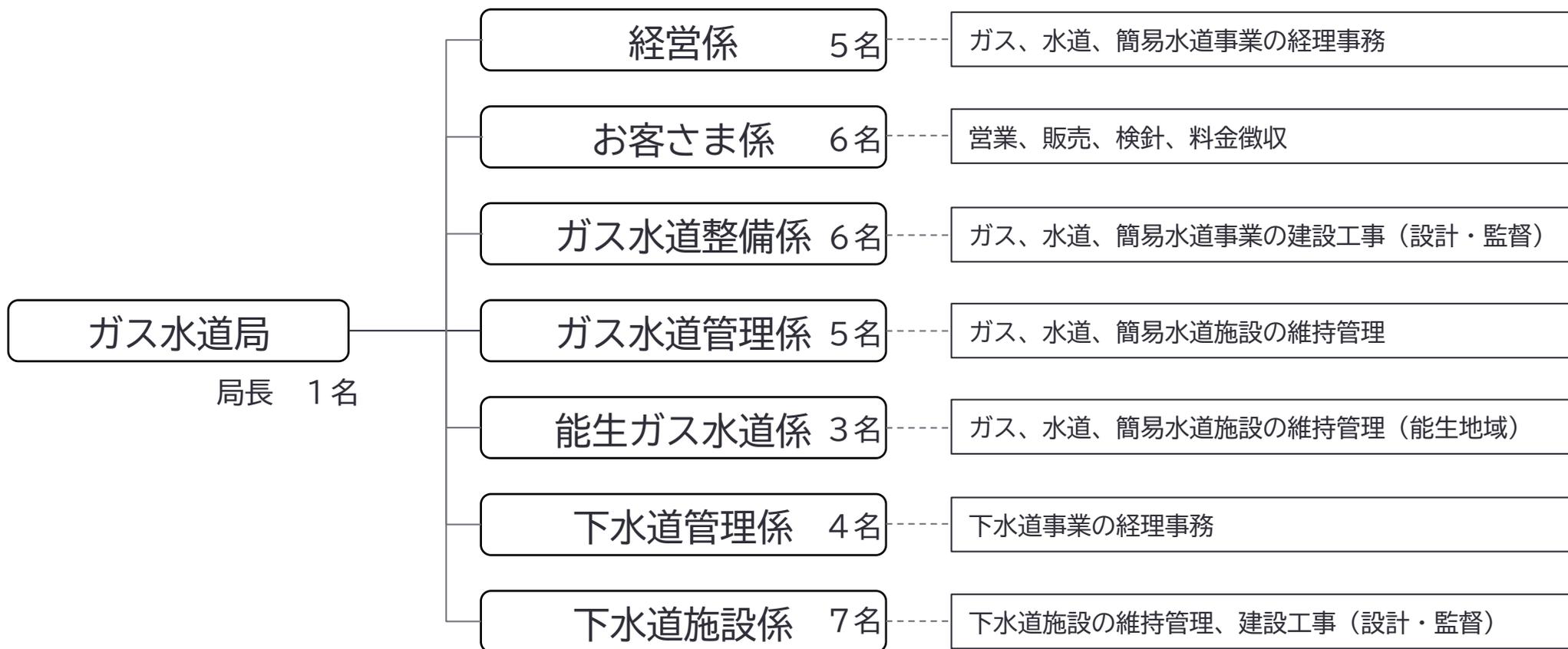
| ガス事業 | 水道事業 | 簡易水道事業 | 下水道事業 |
|--|---|--|---|
| <p>昭和36年度供用開始</p> <p>供給戸数 :13,549戸 普及率 :88.1% 販売量(年):8,530,024m³ ガス売上 :約12.7億円</p> <p>職員数 :11名</p> <p>概要: ・供給所 3か所 ・ガスホルダー 6基 ・供給については、直江津LNG基地より導管を通じて供給</p> | <p>昭和5年度供用開始</p> <p>給水人口 :31,006人 普及率 :98.4%(※2) 有収水量(年):4,006,182m³ 給水収益 :約4.3億円</p> <p>職員数 :10名</p> <p>概要: ・配水池 10か所 ・浄水場 1か所 ・主に地下水を水源としており、10か所の配水池から水道水を給水している。</p> <p>(※2)簡易水道との合計</p> | <p>昭和33年度供用開始</p> <p>給水人口 :7,724人</p> <p>有収水量(年):863,272m³ 給水収益 :約9,900万円</p> <p>職員数 :4名</p> <p>概要: ・簡易水道は13か所で実施 糸魚川区域 5か所 能生区域 5か所 青海区域 3か所</p> | <p>昭和62年度供用開始</p> <p>水洗化人口 :37,134人 普及率 :96.5% 有収水量(年) :4,339,661m³ 下水道使用料 :約8億円</p> <p>職員数 :12名</p> <p>概要: 集合処理 ・公共下水道(2処理区) ・特定環境保全公共下水道(2処理区) ・農業集落排水(1地区) ・漁業集落排水(2地区) 個別処理 ・浄化槽</p> |

令和4年度各事業決算書より

糸魚川市ガス水道局の概要



- ・糸魚川市ガス水道局は、7つの係で構成されており、全37名(正職員・再任用職員)で運営を行っている。
- ・各係ごとに役割を分担しつつも、4事業で一体的な運営となるよう、連携して事業を実施している。





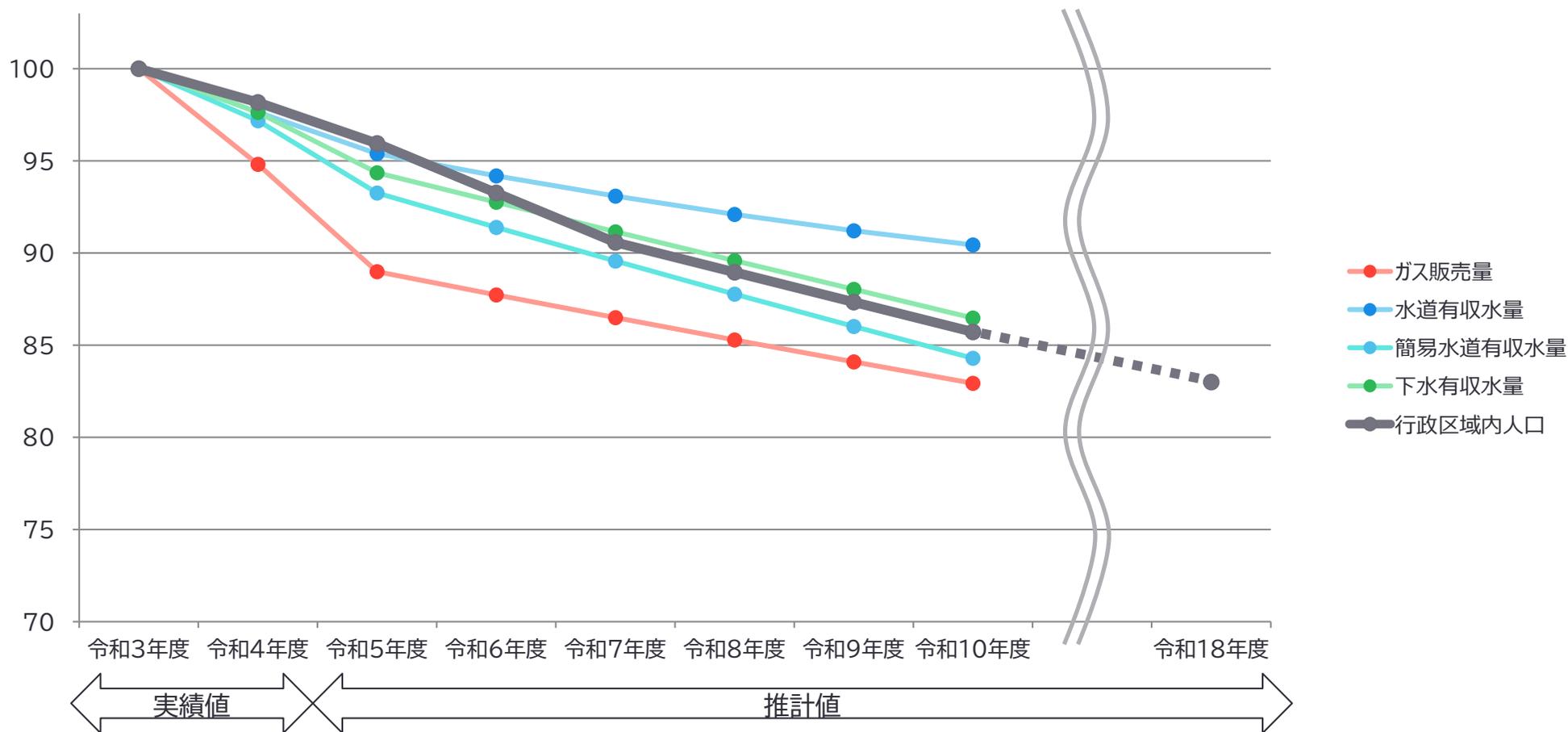
今後の事業環境（行政区域内人口、有収水量・販売量の見通し）

- ・各事業とも、人口減少に連動して、有収水量※・販売量の減少が続く傾向となっている。
- ・今後の人口減少社会に対応した事業運営のあり方について検討が必要

※有収水量とは、料金収入が得られた水の量をいう。

令和3年度=100

ガス販売量、水道、下水道（有収水量）の実績・見通し



ガス事業の沿革、施設概要、供給区域



ガス事業

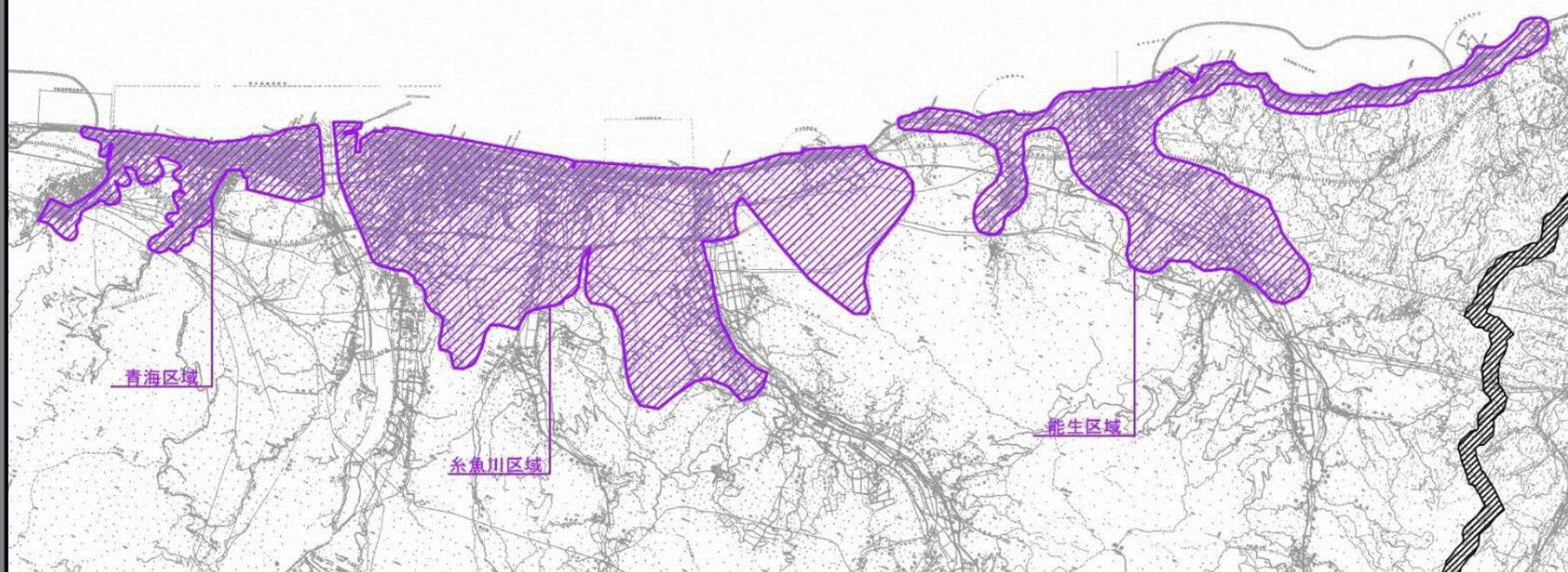
沿革

- 昭和36年12月に旧糸魚川市に創設されたのを皮切りに、昭和37年12月に旧能生町、昭和48年12月に旧青海町にガス事業が創設され、その後も順次供給区域が拡張されていった。
- 令和4年度末時点の供給区域内戸数に対する供給戸数の比率は88.1%(13,549戸)である。

施設概要

| | |
|--------|---------|
| 供給所 | 3か所 |
| ガスホルダー | 6基 |
| 導管延長 | 397.7km |
| 標準熱量 | 45MJ |
| 燃焼性の類別 | 13A |

ガス供給区域図



ガス事業 県内他市との比較



- ・令和3年度におけるガス普及率は88.1%で、県内で2位の数値である。
- ・ガス販売量は県内で最も低く、376,429千MJ/m³である。
- ・千MJあたりの料金単価及び供給原価は、県内で最も高い。

新潟県内公営事業者（4事業者）における比較

| | 糸魚川市 | 小千谷市 | 上越市 | 魚沼市 | 4市平均 |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 供給区域内戸数 | 14,228戸 | 11,602戸 | 58,003戸 | 8,927戸 | 23,190戸 |
| 供給戸数 | 12,537戸 | 10,339戸 | 46,842戸 | 6,878戸 | 19,149戸 |
| 普及率 | 88.1% | 89.1% | 80.8% | 77.0% | 82.6% |
| ガス販売量 (千MJ/m ³) | 376,429m ³ | 753,578m ³ | 2,790,336m ³ | 599,941m ³ | 1,130,071m ³ |
| 料金単価 (千MJ/円) | 2,668円 | 2,036円 | 1,968円 | 2,107円 | 2,194円 |
| 供給原価 (千MJ/円) | 2,515円 | 1,909円 | 1,843円 | 2,061円 | 2,082円 |

※令和3年度市町村等地方公営企業決算の概要

水道事業の沿革、施設概要、給水区域



水道事業

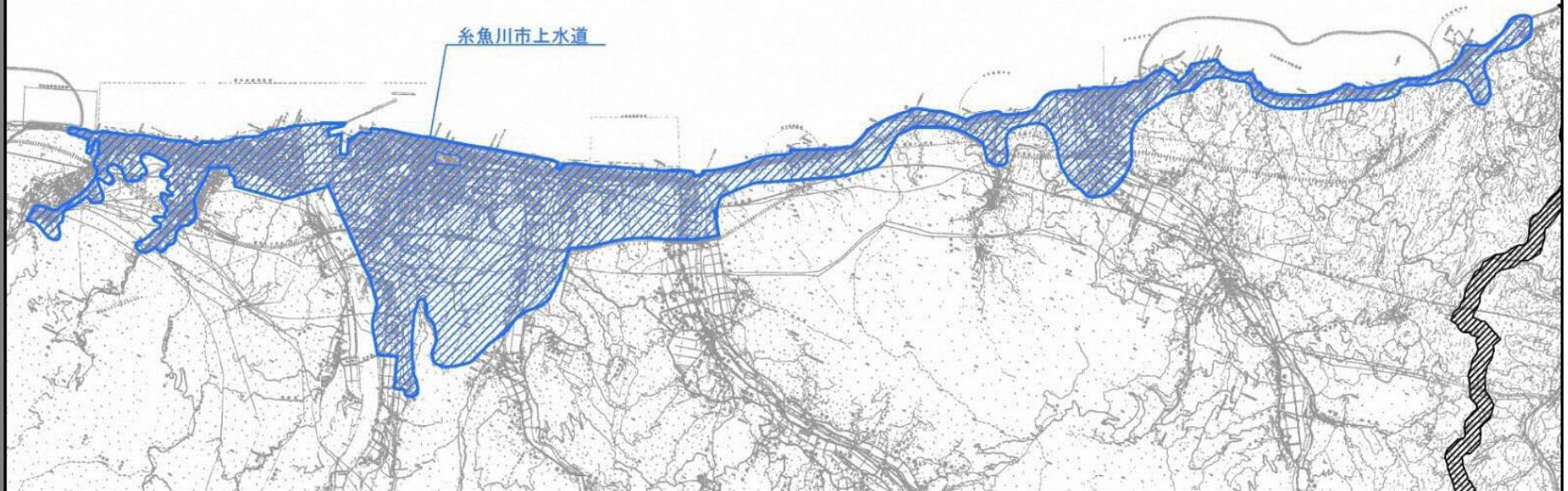
沿革

- 糸魚川市上水道事業は、平成17年3月の合併により創設した青海上水道事業と能生上水道事業の3地域であったが、3地域とも近年の人口、給水量は減少傾向を示していた。
- 糸魚川地域及び青海地域の水源は滅菌のみで済む清浄な地下水が豊富、能生地域は緩速ろ過の必要な水源もあり、平成21年に糸魚川市の3上水道事業をひとつに統合し、経営の一元化を図ることで効率的な運営と管理の実現を図った。
- その後、令和3年に計画給水人口43,800人、一日最大給水量43,980 m³/日とする経営変更を届け出し現在に至る。

施設概要

| | |
|------------|-------------------------|
| 水源 | 10か所 |
| 浄水場設置数 | 1か所 |
| 配水池設置数 | 10か所 |
| 管路延長 | 361.6km |
| 施設能力(配水能力) | 43,980m ³ /日 |
| 施設利用率 | 27.6% |

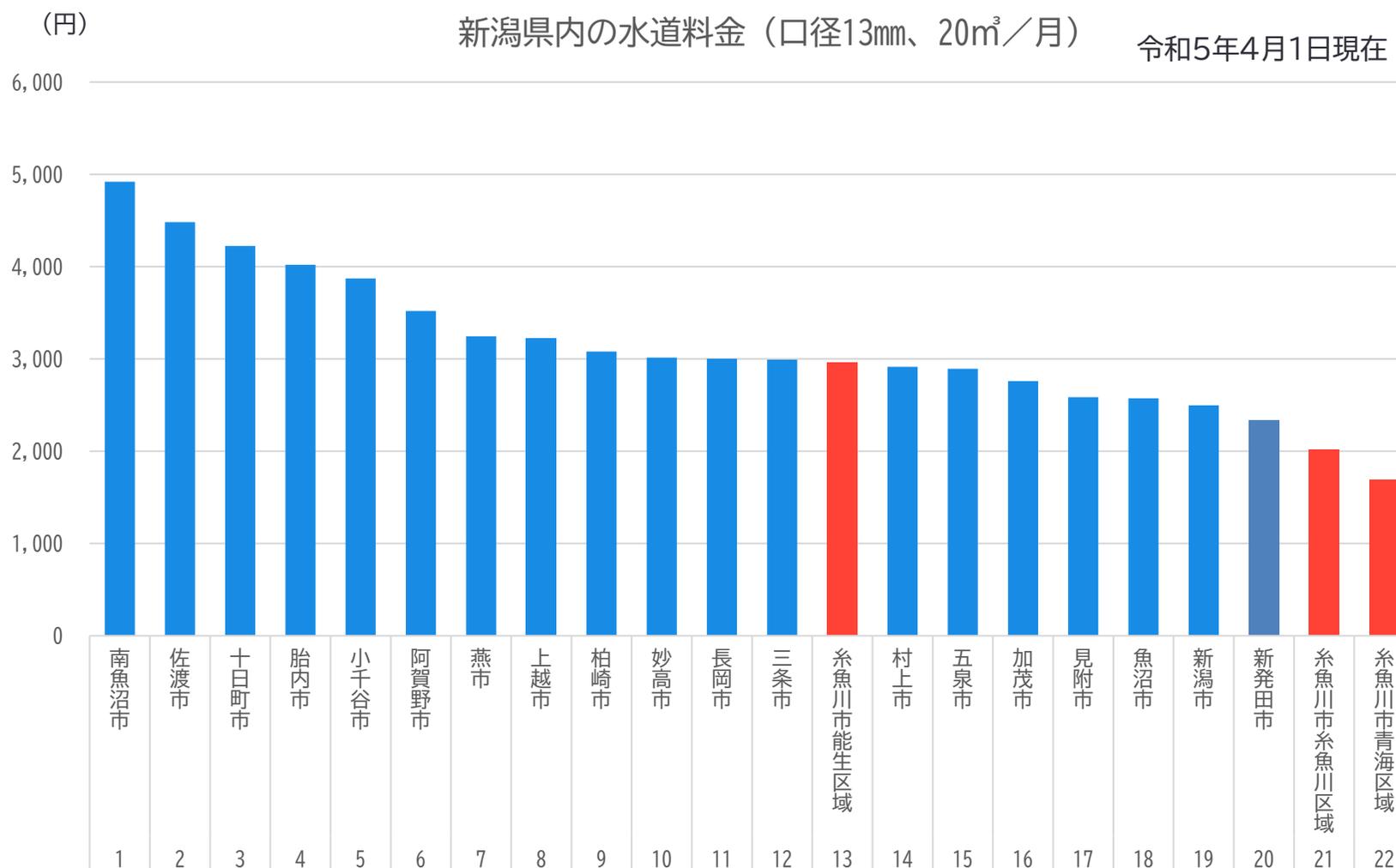
水道給水区域図



水道事業 県内他市との料金比較



・青海区域の水道料金は、県内20市で最も安い価格設定である。(赤線部分が当市の水道)



簡易水道事業の沿革、施設概要、給水区域



簡易水道事業

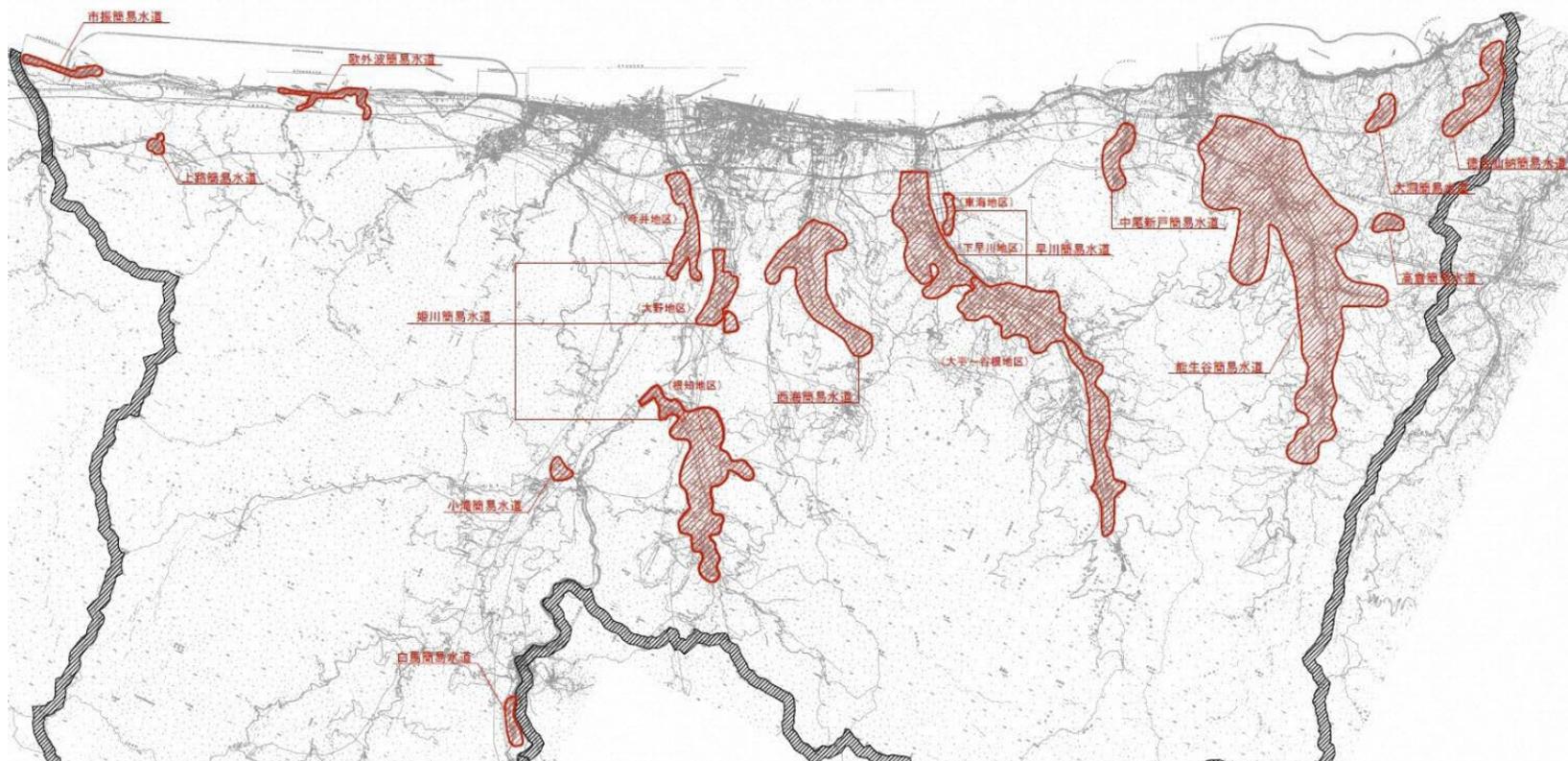
沿革

- 糸魚川市簡易水道は、平成17年3月の一市二町の合併に伴う水道事業の統合に併せて新設合併を行った。
- 平成17年3月の新設合併認可取得当時の市営簡易水道は17か所であったが、現在は13か所の簡易水道を運営している。

施設概要

| | |
|------------|------------------------|
| 浄水場設置数 | 1か所 |
| 配水池設置数 | 48か所 |
| 管路延長 | 237.3km |
| 施設能力(配水能力) | 6,279m ³ /日 |
| 施設利用率 | 45.8% |

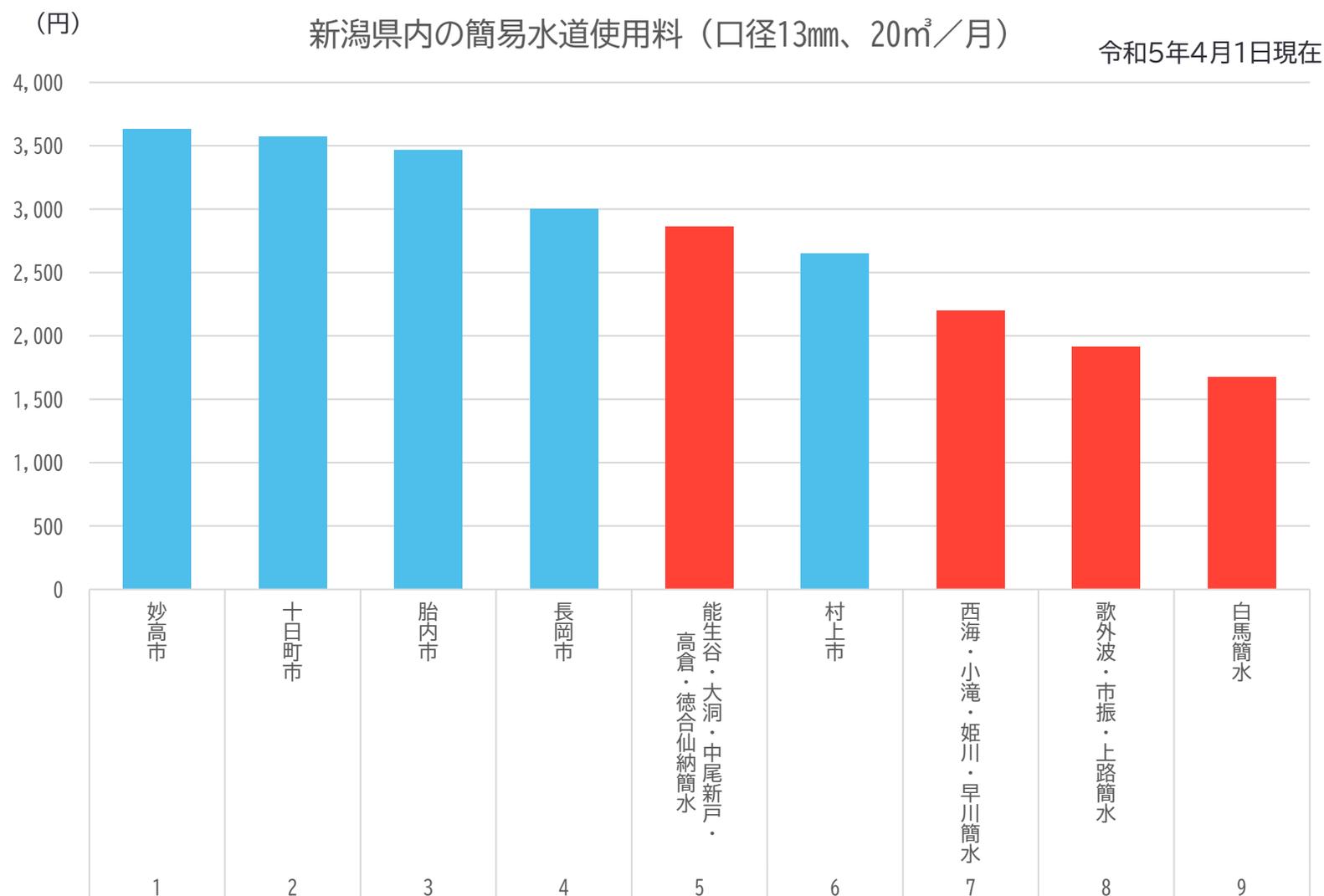
簡易水道給水区域図



簡易水道事業 県内他市との料金比較



・糸魚川市の簡易水道料金は、県内他市との比較では、安価な価格設定である。(赤線部分が当市の簡易水道)

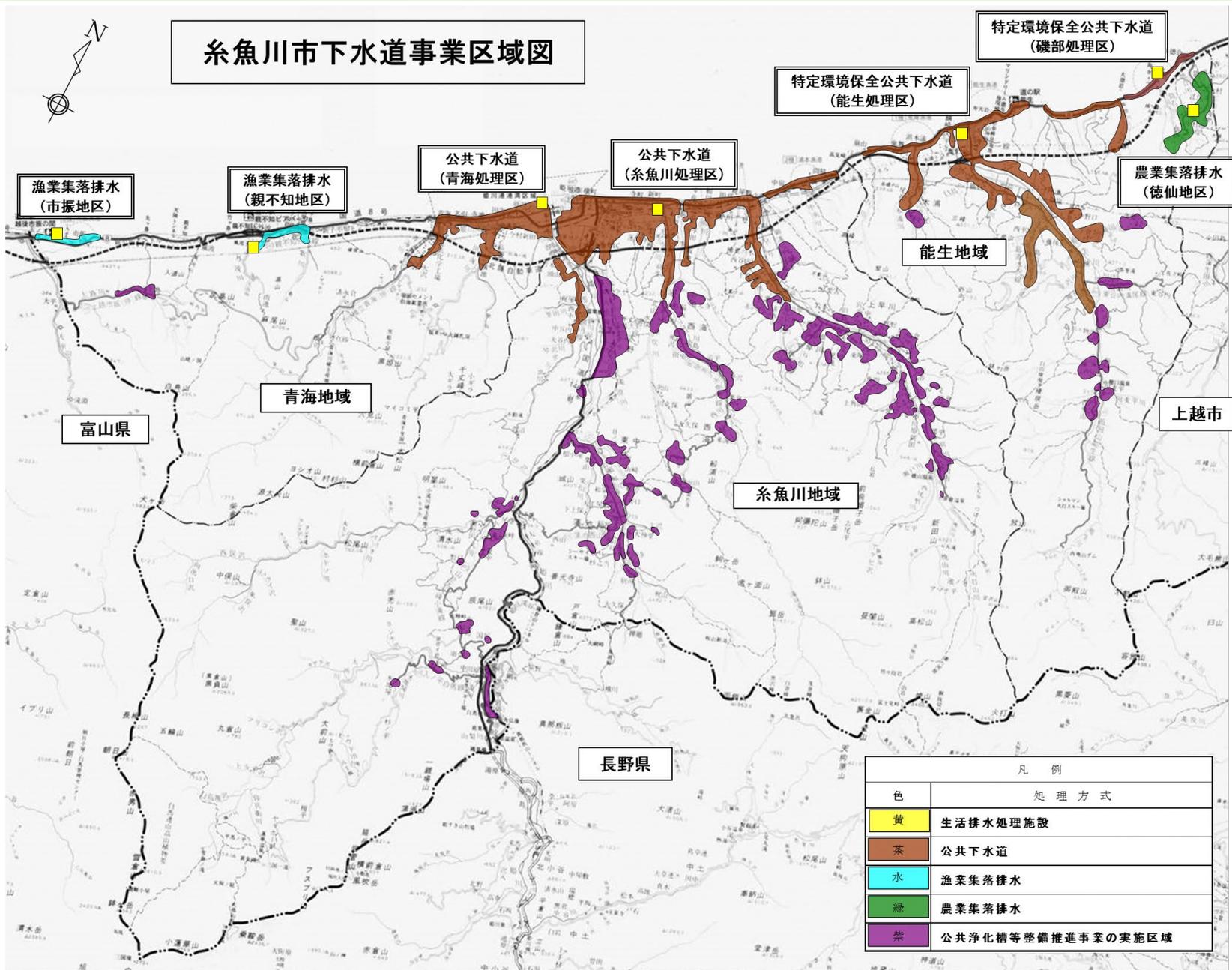


下水道事業の沿革、施設概要



| 下水道事業 | | | | | |
|-------|--|------|---------------|-------|-------------------------|
| 沿革 | <ul style="list-style-type: none"> 糸魚川市における下水道事業は、平成17年3月の1市2町の合併を経ながら整備が進められた。 平成 29 年度までは「公共下水道事業特別会計」及び「集落排水・浄化槽事業特別会計」であったが、平成 30 年度からは地方公営企業法を適用した「下水道事業会計」へ移行した。 現在は、公共下水道事業(2処理区)、特定環境保全公共下水道事業(2処理区)、農業集落排水事業(1地区)、漁業集落排水事業(2地区)、特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)で構成されている。 | 施設概要 | 公共下水道 | 処理場数 | 2か所 |
| | | | | ポンプ場数 | 2か所 |
| | | | | 管路延長 | 247km |
| | | | | 処理能力 | 14,140m ³ /日 |
| | | | 特定環境 公共下水道 | 処理場数 | 2か所 |
| | | | | ポンプ場数 | 3か所 |
| | | | | 管路延長 | 87km |
| | | | 農業集落排水 | 処理場数 | 1か所 |
| | | | | 管路延長 | 8km |
| | | | | 処理能力 | 158m ³ /日 |
| | | | 漁業集落排水 | 処理場数 | 2か所 |
| | | | | 管路延長 | 11km |
| | | | | 処理能力 | 1,228m ³ /日 |
| | | | 浄化槽 | 浄化槽数 | 961 |

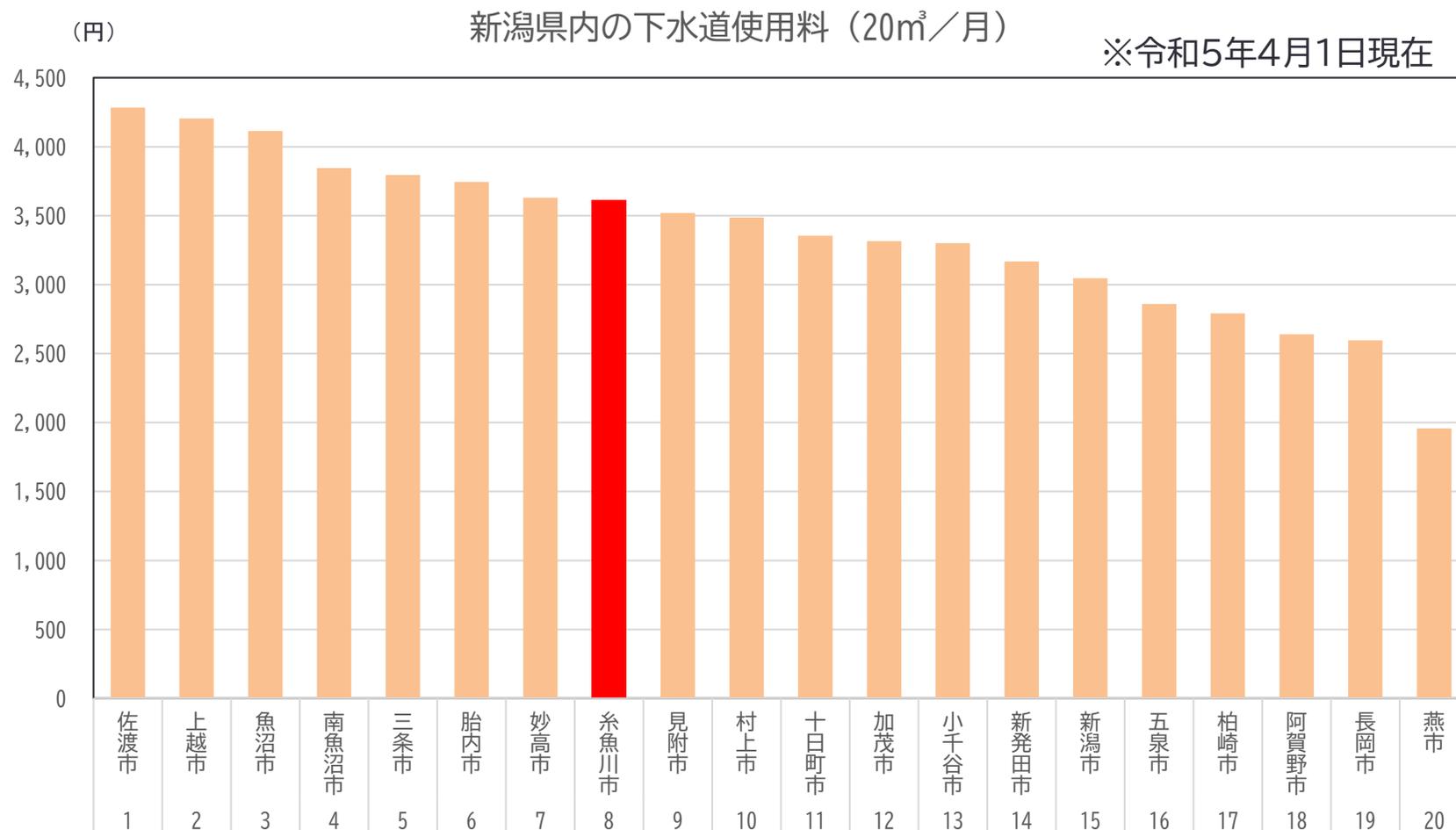
下水道事業の汚水処理区域



下水道事業 県内他市町村との比較



・月に20m³排水する場合の下水道使用料は、県内20市で高い方から8番目となっているが、上越地域3市の中では一番低い状況である。



3. 官民連携事業の必要性



1 市職員・体制の整理

【体制の確保・技術継承体制】

・昨今の職員確保が困難な状況を考えると、50代の職員が退職した後の職員・体制確保に課題がある。

【資格保有者の確保】

・ガス事業については、保安の観点から、資格保有者を確保しておく必要がある。

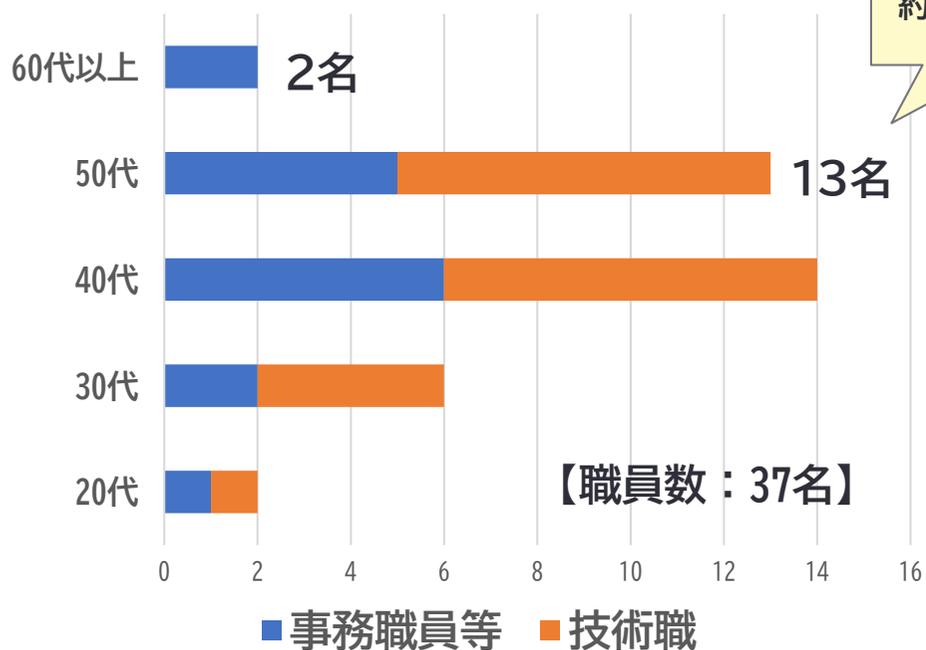
【4事業一体性の維持】

・現在、事業一体でのサービス提供や工事発注等を行っており、効率的に運営が行えていることから、継続することが望ましい。

【点検・窓口業務の民間活用】

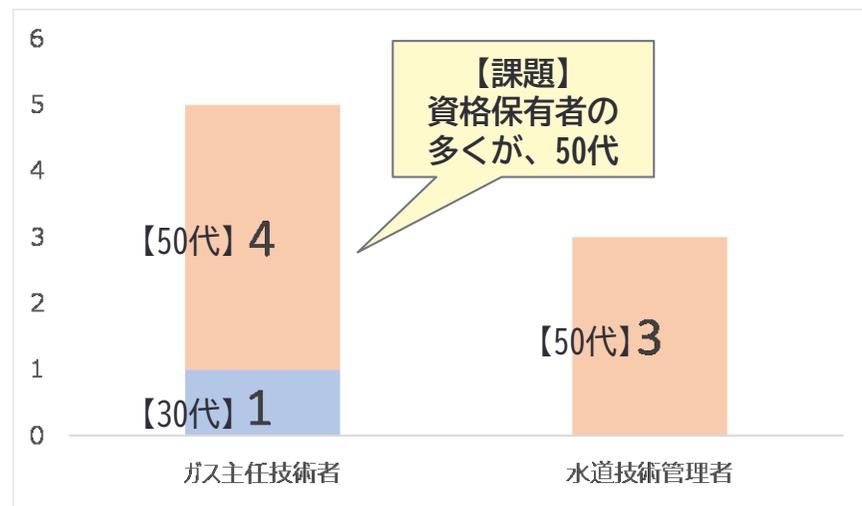
・点検・窓口業務など様々な業務を市職員にて実施しており、民間委託による効率化、一体化の余地がある。

<職員年齢構成>



【課題】
約半数が50代以上
(15/37)

<資格保有者数（年代別）>



2 施設状況の整理

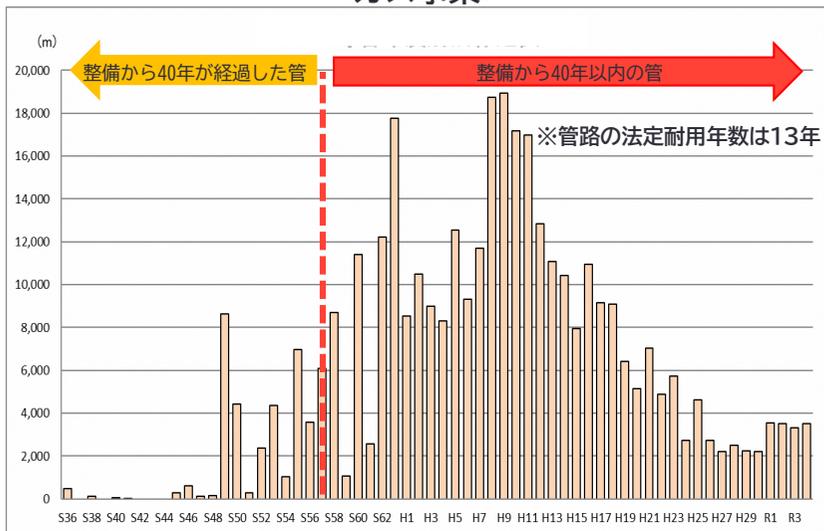


【管路工事の実施体制維持・強化】

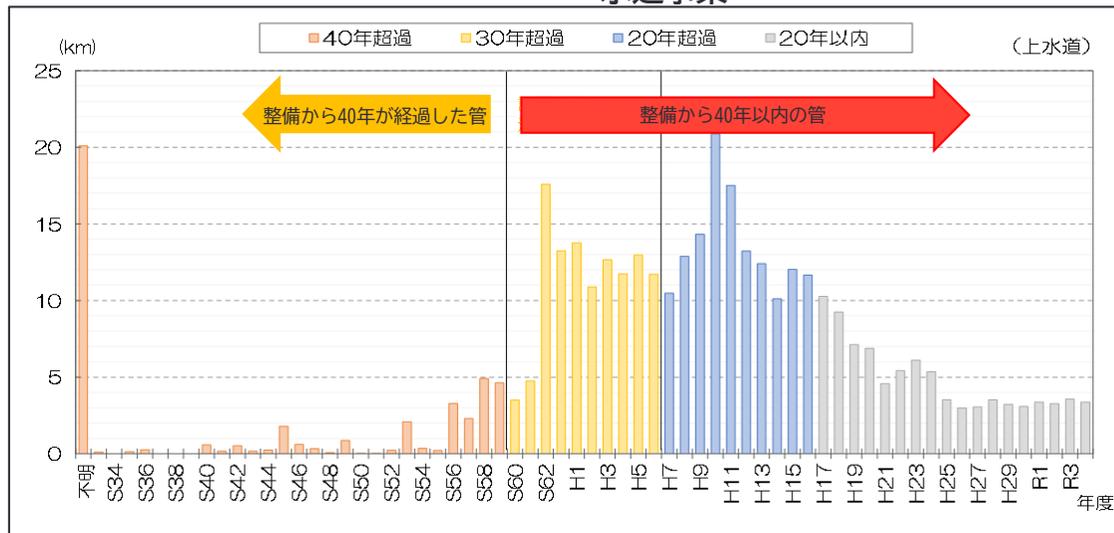
今後、過去に整備してきた管路の経年化が進み、法定耐用年数を超える管路が多くなることから、適切な管理や更新を行う体制の維持・強化が必要である。

年度別管路延長

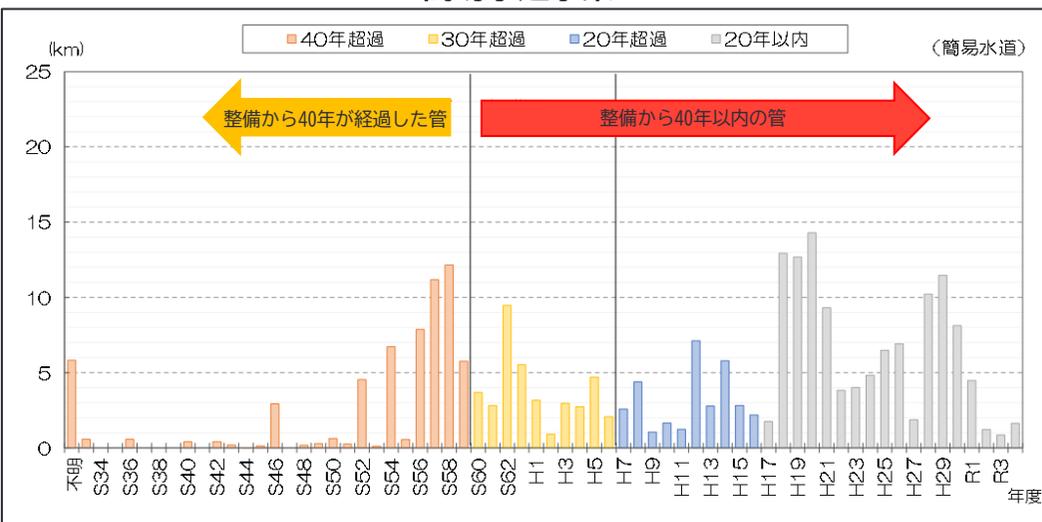
<ガス事業>



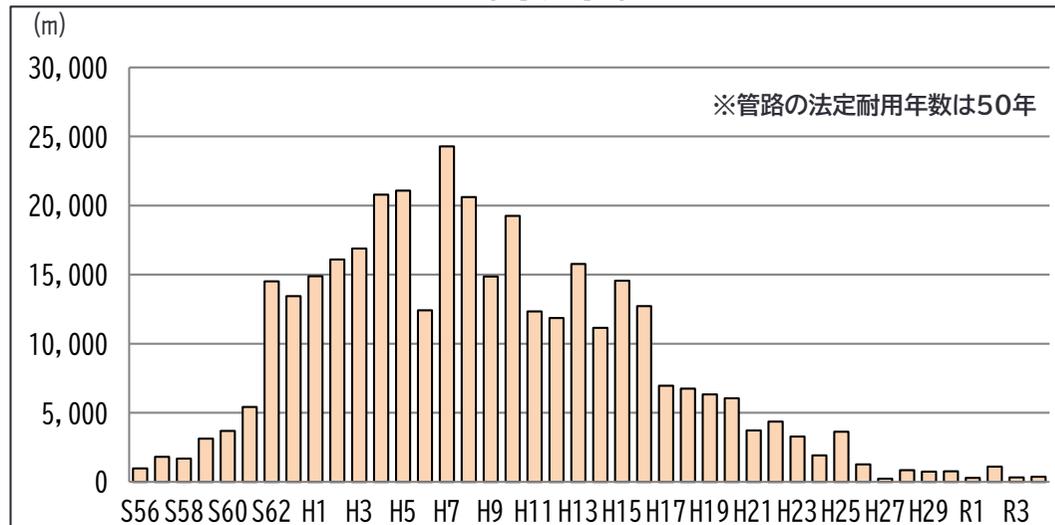
<水道事業>



<簡易水道事業>



<下水道事業>



3 課題の整理



4事業ともに技術継承について課題を有しており、特に保安面の体制維持・強化は喫緊の課題である。

| | 4事業の現状整理 | 官民連携によって解決すべき課題 |
|-----------------------|---|---|
| 技術者の確保 技術継承 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術職員の高齢化(半数以上が50代) ・施設管理職員の不足(管理施設に対する職員減) ・ガス主任技術者不足により、ガス事業継続が困難(50代未満の資格取得者が1名のみ) ・保安体制の弱体化、災害時の対応力の低下 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術職員の確保、技術継承の持続 ・施設の管理体制強化 ・ガス事業の継続 ・保安体制、災害時対応力の強化 |
| 長期的な 収益減少 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、節水器具等による収入の減少 ・簡易水道事業、下水道事業は、今後も一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない | <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な事業運営 |
| 管路・施設の 維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化の進行に伴う、維持管理費用の増加 ・施設更新に伴う長期的な工事更新需要、監督業務の増加 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適切な管理体制の維持・強化 ・施設更新に必要な技術職員体制の維持、強化 |
| 4事業一体 でのサービス 提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス、水道、簡易水道、下水道一体施工によるコスト縮減 ・需要家の利便性向上が図れない ・ノウハウ不足による営業活動の停滞 | <ul style="list-style-type: none"> ・4事業一体施工による効率化の維持 ・窓口業務、料金収納の効率化とサービス向上 ・営業体制の強化 |

4. 官民連携検討の経過



1 これまでの検討概要

| | |
|----------|---|
| 平成31年 3月 | 糸魚川市ガス事業、水道事業、簡易水道事業における経営戦略の策定 ・サービスの維持向上と事業の継続を目的とした民間委託の検討 |
| 令和3年 3月 | 糸魚川市下水道事業経営戦略の改定 ・令和7年度に汚水処理場運転管理や包括的民間委託の実施 ・ガス水道事業と連携した料金収納や窓口対応業務などの民間委託推進 |
| 令和4年 1月 | 令和3年度補正予算 民間資金等活用事業調査費補助金(内閣府)へ応募 ・具体的な官民連携導入の可能性検討を行うため、補助へ応募 |
| 4月～ | 官民連携事業導入に向けた検討 ・現状把握や課題の整理 ・課題を踏まえた解決手法(事業方式)の検討 ・民間事業者の意向調査 ・財政効果(VFM)の検討 など |
| 令和5年 2月 | 令和5年度 下水道事業のPPP/PFIの案件形成に関する方策検討」のためのモデル都市事業(国土交通省)へ応募 |
| 4月～ | 官民連携事業導入に向けた検討 ・詳細な事業方式の検討 ・事業情報の整理 ・民間事業者の意向調査 ・あり方検討委員会の開催 など |
| 令和5年 12月 | 令和5年度補正予算 社会資本整備総合交付金・ウォーターPPP導入検討(国土交通省)の内示 |
| 令和6年 1月 | 令和5年度補正予算 生活基盤施設耐震化等交付金・ウォーターPPP導入検討(厚生労働省)の内示 |
| 令和6年 3月～ | 官民連携あり方検討委員会の開催 |

5. 糸魚川市ガス上下水道事業 官民連携あり方検討委員会からの提言



1 あり方検討委員会 委員名簿

| | 区分 | 団体名 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|---|-------|-----------------------|-------------|-------|------|
| 1 | 学識経験者 | 東京大学大学院工学系研究科 | 准教授 | 加藤 裕之 | 委員長 |
| 2 | 学識経験者 | 東洋大学大学院経済学研究科 | 教授 | 難波 悠 | 副委員長 |
| 3 | 有識者 | 一般社団法人日本ガス協会 | 地方部長 | 西山 卓 | |
| 4 | 公認会計士 | 総務省経営財務マネジメント強化アドバイザー | | 布目 剛 | |
| 5 | 金融関係 | 糸魚川信用組合 | 常勤理事 本店長 | 保坂 史子 | |
| 6 | 経済関係 | 糸魚川商工会議所 | 専務理事 | 北村 雄一 | |



2 あり方検討委員会の開催経過

| | |
|---------------|--|
| 第1回 令和6年3月28日 | <ul style="list-style-type: none">・ 検討依頼・ 糸魚川市ガス上下水道事業の概要 |
| 第2回 令和6年6月4日 | <ul style="list-style-type: none">・ 官民連携手法の内容確認・ 3事業方式の検討 |
| 第3回 令和6年7月3日 | <ul style="list-style-type: none">・ 3事業方式の検討（継続）・ 官民共同出資会社の検討 |
| 第4回 令和6年7月25日 | <ul style="list-style-type: none">・ 地元企業の意見徴収結果確認・ 論点整理 |
| 第5回 令和6年8月19日 | <ul style="list-style-type: none">・ 提言 |



3 選定した事業方式と提言内容

【選定した事業方式】

3方式について比較検討を行った結果、方式3を選定

| 事業 | 方式1 包括委託 | 方式2 公共施設等運営事業+包括委託 | 方式3 事業譲渡+包括委託 |
|------------|-------------|-----------------------|------------------|
| ガス | 包括委託 | 公共施設等運営事業 | 事業譲渡 |
| 下水道 | | | 包括委託 |
| 水道 簡易水道 | | | |

【提言内容】

上下水道事業の包括委託は、「ウォーターPPP レベル3.5」

糸魚川市においては、新たに「官民共同出資会社」を設立し、同社にガス事業は「事業譲渡」、上下水道事業は「包括委託（維持管理・更新一体型）」とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていくことが望ましい。



4 付帯意見

【公募する際に考慮すべき事項】

| 項目 | 内容 |
|---------------------------|---|
| ①地域インフラを支える事業体制構築 | 官民共同出資会社を設立して長期契約を結ぶことは、地域インフラを支える産業を官と民が一体となって育成、発展させていくことを意味する。その事業趣旨を踏まえ、官民が連携する中で、将来にわたり責任をもってガス上下水道事業が事業継続できるよう、官民双方が誠意をもって取り組むこと。 |
| ②民間の創意工夫を促す契約方式 | 上下水道事業の包括委託は、長期の事業期間を想定した事業方式であることから、事業期間中の技術・社会情勢の変化に応じて、柔軟に業務内容や契約内容が見直せるよう相互に提案や事業内容の見直しが求められるようにすること。 |
| ③地域に根差した事業運営 | インフラサービスを受ける市民に対し、安全・安定的なサービス提供を行っていくことを前提とし、地元事業者への配慮・育成など、地域に根差した事業運営を行うことを基本とすること。 |
| ④工事実施方式 | ガス水道工事は、これまで一体的な工事の実施を行ってきたことを踏まえ、引き続き一体的な発注を基本とすること。 |
| ⑤ガス料金への配慮 | ガス事業は事業譲渡であることから、市民生活への影響に配慮し、譲渡後一定期間は、現行の料金水準を維持するよう努めること。 |
| ⑥地元が担ってきた工事業務発注の透明性・公平性確保 | 官民共同出資会社からの工事発注方式は、これまで地元事業者が担ってきた工事業務を、特定の事業者が独占的に実施することがないようにするなど、透明性・公平性を確保すること。 |



5 委員からの意見

内容

ガス上下水道一体ということで新しい取組である。全国的に官民連携が増えているが、検討に当たっては、官の技術力や職員のモチベーションを維持していくことがポイントになると考えている。反映すべき工夫について、今回の仕組みには入っている。この仕組みを実現して、全国にも広げてほしい。

ガス上下水一体で実施する全国的にも先駆けた事業である。官民連携では、大企業が参画して地元企業が置いてけぼりになることが多い。災害対応を含めて、地元企業がどうやって参画していくのかが肝である。全国のモデルになるような事業としてほしい。

持続的なガス事業という観点で、これからも市が責任を果たしていくことは、良い結論であった。

公営企業の将来像を考える上で参考になる内容であった。公認会計士や税理士などの専門家が必要であれば、精一杯支援したい。

人口減少しても、ガス上下水道事業が維持されていくように検討をお願いしたい。地元事業者との良好な関係を維持しながら事業を進めてほしい。

民間でも担い手不足ということが問題となっているが、市でも問題になっていることについて認識した。市民、地元事業者にとって安定的な事業ということが重要である。

6. 糸魚川市ガス事業譲渡及び 上下水道事業包括委託基本方針



1 基本方針と選定した事業方式

【基本方針】

上下水道事業の包括委託は、「ウォーターPPP レベル3.5」

官民連携あり方検討委員会の提言を尊重し、新たに「官民共同出資会社」を設立し、同社にガス事業は「事業譲渡」と、上下水道事業は「包括委託（維持管理・更新一体型）」とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていく。

【選定した事業方式】

官民連携あり方検討委員会で検討を行った3方式のうち、方式3を選定

| 事業 | 方式1 包括委託 | 方式2 公共施設等運営事業+包括委託 | 方式3 事業譲渡+包括委託 |
|------------|-------------|-----------------------|------------------|
| ガス | 包括委託 | 公共施設等運営事業 | 事業譲渡 |
| 下水道 | | | 包括委託 |
| 水道 簡易水道 | | 包括委託 | 包括委託 |



2 ガス事業は「事業譲渡」、上下水道事業は「包括委託（維持管理・更新一体型）」とした理由

【あり方検討委員会における検討結果】

- ガス事業は、民間事業者による事業譲渡、事業継続のために必要な技術者の採用・育成を行うことが望ましい。
- 上下水道事業は、ガス事業と一体での業務実施とすることや、民間で実施することによるコスト削減効果を期待することなどから、施設の更新関連業務を含む包括委託とすることが望ましい。なお、包括委託の期間は民間活用の効果を発揮するために十分な期間とする。

【選定した理由と基本的な考え方】

| 項目 | 検討内容 |
|----------------------------------|--|
| ①ガス事業における万全な保安体制の確保 | <p>市が抱える課題のうち、技術者の確保、特にガス事業においては、ガス主任技術者の雇用・育成の面で、職員の多くが50歳代以上である現状を踏まえると、今後の職員退職等に伴い、技術者の確保、保安体制の維持という観点で大きな懸念を有している状態である。</p> <p>ガス事業は、包括委託・公共施設等運営事業を採用した場合には、最終的な保安責任は市に残ることになるが、ガス保安に関する資格を有する技術者育成には、長い年月と高い技術力が必要となることから、他部局を含めた配置転換や採用面について制約のある市職員だけでは、将来にわたる安定的な育成という観点からは不十分と言わざるを得ない。</p> <p>こうした観点から、ガス事業は事業譲渡により民営事業とすることで、必要な技術者の採用・育成を行うなど、民間での保安体制の構築を行うこととする。</p> |
| ②上下水道事業について包括委託（維持管理・更新一体型）とした理由 | <p>現在、糸魚川市では業務の多くを市職員で実施してきており、これまで公共施設等運営事業の導入はしていない。また、公共施設等運営事業は、運営権を民間事業者に設定するものであり、国内では導入事例が少なく、導入のハードルは高いと考えられ、現状の糸魚川市においてはそぐわないと考えられる。</p> <p>一方、包括委託に施設の更新関連業務を含めることで、公共施設等運営事業で期待されるコスト削減効果等も一定程度取り入れることが可能になると考えられる。</p> <p>以上により、上下水道事業については、更新関連業務を含む包括委託とすることとした。また、包括委託の期間は、民間活用の効果を発揮するために十分な期間とする必要がある。</p> <p>なお、長年にわたり、市職員が培ってきた上下水道の管路の設計・工事監理業務については、災害対応などにおける市の技術として特に重要であり、技術継承の観点から、その一部を包括委託から除外し、引き続き市が一定の業務量を継続的に直接実施していくこととする。</p> |



3 「官民共同出資会社」を設立する理由

【あり方検討委員会における検討結果】

- ガス事業の譲渡、上下水道事業の包括委託を行うとしても、今後の安定的な事業継続と災害時の対応の ためには、市の十分な技術体制の維持が必要となる。そのためには、市職員を事業運営する民間企業に派遣し、現場における技術の継承を行うことが有効である。また、民間企業職員との協働による民間企業職員への技術継承や新たな技術の導入等も期待できる。そのため、事業運営する民間企業に市が出資することで、公益的法人派遣法に基づく職員派遣を可能とすることが望ましい。また、市が出資することで、ガス上下水道事業の一体性の確保など、市が担保したい事項について、市が株主として意思決定に関わることも可能となる。
- これらを踏まえ、官民共同出資会社を設立し、官民一体となった事業運営を行うことが望ましい。
- ただし、民間の創意工夫が最大限発揮できるよう、市の出資比率は数%にとどめるとともに、株主間協定・定款等によって必要な仕組みを構築するなど、事業効率性と公共性の両面を取り入れた 制度設計とすることが望ましい。

【設立する理由と基本的な考え方】

| 項目 | 検討内容 |
|---------------------------|--|
| ①市として残る災害等の最終責任に必要な技術力の維持 | <p>長期的に民間企業への委託等が継続されるとしても、上下水道事業については、市に最終責任が残る。また、災害時は、他分野との連携 が非常に重要となることを考慮した場合、市にも十分な事業・現場に関する知見を維持していくことが求められる。</p> <p>これらを踏まえ、市の技術力の維持策として、市職員を官民共同出資会社に派遣し、施設・管路の状況などの現場に関する知見を維持していく。また、必要に応じて民間企業職員が市に出向し公共的視点を学ぶなど、官と民、そして地域一体となった技術体制・災害対応体制を構築していく。</p> |



3 「官民共同出資会社」を設立する理由

【設立する理由と基本的な考え方】

| 項目 | 検討内容 |
|---------------------------|---|
| ②民間主体となった技術継承体制の構築 | <p>官民連携実施後の事業運営は、民間が主体となって行うこととなる。一方で、本事業は市民生活の基盤となるインフラ事業であることから、災害対応を含め十分な安全対策や安定的な事業運営を行うことが前提となる。</p> <p>官民連携実施後、民間主体で十分な体制を構築するためには、糸魚川市のガス上下水道事業について熟知している市職員を官民共同出資会社に派遣し、実務を担うとともに民間企業職員への技術継承を行うこととする。</p> |
| ③ガス上下水道事業の一体性の確保 | <p>これまで糸魚川市では、ガス上下水道事業一体での市民サービスの提供、工事発注等の一体化などの効率的かつ市民にとって分かりやすい業務体制を構築してきた。こうした一体的な業務体制を維持するために、ガス事業の譲渡先と上下水道事業の委託先を同一組織とすることとした。</p> <p>一方で、ガス事業は事業譲渡であるが、上下水道事業は有期の委託であることから、委託期間終了後、ガス上下水道事業の一体性が確保されないことなどが懸念される。こうした点に対しては、事業運営する民間企業に市が出資することで、株主として市が関与を行うこととする。</p> |
| ④民間主導の事業会社としつつ、市として残すべき関与 | <p>民間の創意工夫が最大限発揮できるよう、市の出資比率は数%にとどめ、民間主導の事業会社とする。</p> <p>一方で、ガス上下水道事業の一体性の確保や市職員の派遣による技術継承など、市として担保すべき事項は、株主間協定や定款等によって市が意思決定に関与できる仕組みを構築することで、事業効率性と公共性の両面を取り入れた制度設計を行うこととする。</p> |



4 事業者の選定方法と事業者選定の基本的要件

【事業者の選定方法】

事業者の選定に当たっては、外部有識者等で構成する事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により行う。

【事業者選定の基本的要件】

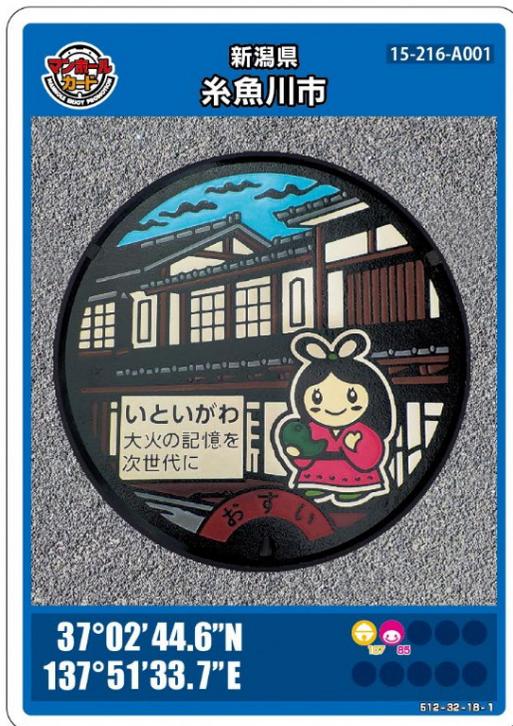
| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| ①安全対策・安定運営の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、市民生活の基盤となるインフラ事業であることから、災害対応を含め十分な安全対策や安定的な事業運営を行うこと。 |
| ②地域に根差した事業運営 | <ul style="list-style-type: none"> インフラサービスを受ける市民に対し、安全・安定的なサービス提供を行っていくことを前提とし、地元事業者への配慮・育成など、地域に根差した事業運営を行うこと。 |
| ③ガス上下水道事業の一体運営 | <ul style="list-style-type: none"> これまで 糸魚川市では、ガス上下水道事業一体での市民サービスを提供しており、こうした一体的な業務体制を維持すること。 ガス水道工事は、これまで一体的な工事の実施を行ってきたことを踏まえ、引き続き一体的な発注とすること。 |
| ④ガス料金水準の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ガス料金は、原料費調整制度及びガス卸価格の変更による価格変動分を除き、事業譲渡後3年間は、現行の料金水準を上回らないようにすること。 |
| ⑤官民共同出資会社の設立 | <ul style="list-style-type: none"> 市内に会社法に規定する株式会社を設立すること。 民間の創意工夫が最大限発揮できるよう、市の出資比率は3%から10%程度とすること。 ガス上下水道事業の一体運営や技術継承など、市として担保すべき事項は、株主間協定や定款等によって市が意思決定に関与できる仕組みを構築すること。 |
| ⑥市職員の派遣 | <ul style="list-style-type: none"> 公益的法人派遣法 に基づく市職員の派遣を受け入れること。 |



5 想定スケジュール

| | |
|-------|---|
| 令和6年度 | 募集要項等の検討 実施方針の公表 民間事業者への意見聴取 |
| 令和7年度 | 事業者選定委員会の設置 募集要項等公表、募集開始 優先交渉権者決定 |
| 令和8年度 | 引継期間 |
| 令和9年度 | ガス事業譲渡、上下水道事業包括委託開始（4月） |

おわりに



大火の記憶を次世代へ伝え、防災への願いを込めた復興まちづくり版マンホール蓋のデザインを使用したマンホールカードを「糸魚川市駅北広場キターレ」にて、無料配布しています。

糸魚川市へお越しの際は、ぜひお寄りください！

ご清聴ありがとうございました。